

新潟県条例第25号

新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部を改正する条例

(新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例の一部改正)

第1条 新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例（昭和29年新潟県条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(支給品の品目、員数及び使用期間) 第2条 (略) 2 (略) 3 警察官に任命後、初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣については4着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。 4・5 (略)	(支給品の品目、員数及び使用期間) 第2条 (略) 2 (略) 3 警察官に任命後、初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣については4着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。 4・5 (略)

(新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部改正)

第2条 新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例（昭和45年新潟県条例第59号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(支給品) 第2条 (略) 2 (略) 3 交通巡視員に採用後、初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣については4着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。	(支給品) 第2条 (略) 2 (略) 3 交通巡視員に採用後、初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服スカートについては2着、夏服上衣については4着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。